

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月7日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員14名＋推進委員2名）

### 農業委員（14名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、  
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、  
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部 博、  
12番 遠藤讓一、13番 阿部進

### 推進委員（2名）

5番 小野博文、10番 神谷正幸

- 4 欠席委員 なし

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第15号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第16号 非農地証明願の届出について

- 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次  
係長 松井 秀臣  
主査 原 美佐子

塩川市長 農業委員会へ挨拶。

(概要) 農業は本市において基幹産業、宮田地区の工業と若宮地区の農業を活かしまちづくりを進める。

## 8 会議の概要

議長 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。3番 武田委員、5番 森田委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係長 1ページ議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委員 問題ありません。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議長 長 事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議長 長 つづきまして、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 6 ページ議案第 2 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして 7 ページ農地法第 4 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

**【事件番号 1 番 説明】**

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 周辺は住宅地であるので、特に問題はありません。

議 長 事件番号 1 番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 補足はありません、問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください

委 員 なし

議 長 ありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第 2 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 1 3 ページ議案第 2 2 号 農用地利用集積計画の決定につきまして、1 4 ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

**【説明】**

他 2 筆、合計面積が 3,498 m<sup>2</sup>となります。以上となります。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし。

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3， 報告事項でございます。  
報告第15号、農地法第18条第6項の合意解約及び報告第16号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 15ページ、報告第15号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、16ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【1番説明】

引き続き、17ページ報告第16号 非農地証明願届出につきまして、18ページをご覧ください。

「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他4筆、合計面積の2,179㎡となっております。

これらのものにつきましては法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第14号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。